

【返戻金制度に関する事項】

弊行は、下記の通り紹介手数料を返戻する制度を設けております。

紹介により就職した求職者の方が、明らかに当該求職者の責による解雇もしくは契約解除、または当該求職者が自己都合によって退職または契約解除した場合は、受領した紹介手数料の全額 もしくは一部を以下の要領で返還するものとする。ただし、紹介手数料のうち、未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、当該残高を支払うものとする。

業務開始日から起算して1ヶ月未満	紹介手数料の100%相当額
業務開始日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満	紹介手数料の80%相当額
業務開始日から起算して3ヶ月以上6ヶ月未満	紹介手数料の50%相当額